

利用者負担額について

福島市

保育所(園)・認定こども園(保育所機能)・地域型保育事業

単位：円

福島市 利用者負担額											
階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	3歳未満児		3歳児以上児		階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準	保育短	保育標準	保育短			保育標準	保育短	保育標準	保育短
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	D2	所得割課税額 97,000円未満	29,000	28,600	0	0
B1	非課税世帯	0	0	0	0	D3	所得割課税額 135,000円未満	29,500	29,000	0	0
B0	// (ひとり親世帯等)	0	0	0	0	D4	所得割課税額 169,000円未満	39,500	38,900	0	0
C1	均等割課税世帯	15,400	15,200	0	0	D5	所得割課税額 183,000円未満	40,000	39,400	0	0
C1F	// (ひとり親世帯等)	6,500	6,500	0	0	D6	所得割課税額 216,000円未満	45,000	44,300	0	0
C2	所得割課税額 48,600円未満	18,500	18,300	0	0	D7	所得割課税額 301,000円未満	56,000	55,100	0	0
C2F	// (ひとり親世帯等)	8,000	8,000	0	0	D8	所得割課税額 397,000円未満	59,000	58,100	0	0
D1F	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	8,000	8,000	0	0	D9	所得割課税額 397,000円以上	67,000	65,900	0	0
D1	所得割課税額 78,000円未満	23,100	22,700	0	0						

※4月1日時点の年齢で算定します。年齢が変わっても年度中の変更はありません。同様に支給認定区分が変わっても年度中の変更はありません。

※国の幼児教育・保育の無償化実施により、0歳児から2歳児の非課税世帯、及び3歳児から5歳児の利用者負担額は0円となります。

【備考】

1 利用者負担額の軽減【令和2年4月～】

福島型給食推進事業として副食費の1/4相当助成額(1,000円)を減額した金額が利用者負担額となります。

2 算定の基準

令和3年4月～令和3年8月分は令和2年度市町村民税、令和3年9月～令和4年3月分は令和3年度市町村民税の課税状況をもとに決定します。

市町村民税の所得割課税額は配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除の控除適用を受ける前の金額になります。

父母が非課税世帯で家計の主宰者が同居の祖父母等と判断される場合には、その方の市町村民税の課税状況をもとに決定します。

3 ひとり親世帯等

一覧表内の「ひとり親世帯等」は次に当てはまる世帯をいいます。

- ①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ②身体障害者福祉法第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ③療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- ⑥保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 多子世帯

- ①生計を一にする世帯に認可保育施設や幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用する子どもが2名以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ②市町村民税所得割額の額が57,700円未満である場合で、生計を一にする子どもが2名以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ③C1F階層、C2F階層、D1F階層の場合、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。(F…ひとり親世帯等)
- ④D5階層以下で、満18歳に満たない子どもが2名以上いる場合、最年長の子どもから2人目は半額、3人目は無料となります。
- ⑤D6～D9階層に該当する保護者が、現に養育している満18歳未満の子どもが3名以上いる世帯で、3人目以降の3歳未満の児童が認可保育施設に入所している場合、利用者負担額の1/4をひいた金額が利用者負担額になります。
(※ただし就学前の児童1人目の場合、利用者負担額の1/4または標準時間：14,500円(短時間：14,300円)の低い方を引いた金額が利用者負担額になります。)

5 寡婦(夫)控除のみなし適用

課税年度の前年の12月31日時点及び申請日時点までの間において、次のいずれかにあてはまる世帯に対して、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。適用を受けるためには申請が必要です。詳しくは幼稚園・保育課へお問い合わせください。

- ①婚姻歴がなく、また現在も婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、生計を一にする20歳未満の子がいる方
 - ②婚姻歴がなく、また現在も婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする20歳未満の子がおり、合計所得が500万円以下の方
- ※のみなし適用しても減額にならない場合があります。

6 その他

各施設により、このほかに教材費等の実費がかかる場合がありますので、詳しくは各施設へご確認ください。

保育標準時間認定では最長11時間、保育短時間認定では最長8時間利用できます。これを超える場合、延長保育は別途料金が必要になります。時間や料金は各施設により異なります。